

ケアラー月間普及啓発等業務委託仕様書

1 目的

本事業は、社会的認知度が低いケアラー（ヤングケアラーを含む。以下同じ）の概念や支援の必要性、ケアラーは特別な存在ではなく誰もがその立場になり得る身近な問題であることを広く啓発・広報するため、「ケアラー」及び別に定める「ケアラー月間」等の啓発広報並びに「ケアラー支援フォーラム」の企画・運營業務を委託するものである。

2 委託業務名

ケアラー月間普及啓発等業務委託業務

3 委託期間

契約の日から令和4年1月31日まで

4 委託内容

(1) 啓発広報

「ケアラー」及び「ケアラー月間」等に関するメディア等の広報媒体を用いた情報発信

ア ケアラーの普及啓発

対象者：年齢を問わず広く県民一般

内 容：ケアラーの一般的な定義やわかりやすい例示、県や市町村の取組など

イ ケアラー月間の普及啓発

対象者：年齢を問わず広く県民一般

内 容：11月がケアラー月間であること、ケアラー支援フォーラムの開催について、その他ケアラー支援に関する月間中のイベント情報など

ウ 仕 様

活用媒体は指定しない。より周知広報効果が高いと思われる手段による広報を独自に提案すること。なお、複数の情報を併せて発信するか、個別に発信するかは指定しない。また、成果品についてデータを納品すること。

エ 普及啓発の期間

令和3年10月1日～12月31日

(2) ケアラー支援フォーラムの企画・運営

日 時：令和3年11月23日（火曜日・祝日）

場 所：さいたま市内（配信会場）
内 容：オンライン会議システムを利用したイベント配信
参加者数：1200人程度を想定

ア 企画

委託業務全体のスケジュール作成・進捗管理
フォーラム演出の企画

イ 事前準備

運営に必要な資機材の調達、業務の遂行に必要な人員及び配信会場の確保、進行シナリオ・アンケートの準備

ウ 当日の運営

配信会場設営、スタッフ配置、進行管理、視聴者からの質問等への技術的な対応、その他イベント運営に係る一切の業務の履行

エ フォーラム実施後

アンケートの集計、結果報告、実績報告書の作成、提出

※受託者と委託者の業務の別は、別添の業務別一覧表を参考のこと

5 留意事項

- (1) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県地域包括ケア課と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (2) 受託者は委託業務の遂行に当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (3) 成果品の著作権は、成果品の引渡しにより県に移転するものとする。

ケアラー支援フォーラム業務別一覧表

業務概要	受託事業者	委託者（県）直営
企画	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務全体に係るスケジュールの作成、進行管理 ・イベント演出の企画 ・イベント周知の企画 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催方針の作成 ・出演者等の決定・依頼 ・知事メッセージの録画・編集 ・その他出演者に係ること
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・配信会場レイアウト ・資機材等の調達 ・運営スタッフの確保 ・イベント周知の準備 ・配信会場確保※ ・アンケートフォームの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・出演者等との調整
当日の運営 （全体）	<ul style="list-style-type: none"> ・全体ミーティングへの参加 ・配信会場の設営 ・机、いす、備品等の準備 ・アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体ミーティングの実施
（配信）	<ul style="list-style-type: none"> ・進行管理 ・配信に係る機器の設置及び調整 	
（スタッフ）	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者の配置、全体統括 ・視聴者からの質問等への技術的な対応 ・不測の事態に対応できる体制の確保 	
イベント実施後	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの集計、報告 ・実施報告書の作成、提出 	

※配信会場とは、事務局による運営に関するアナウンス等を行う場所であり、スタジオのような設備が整った場を設け、出演者が来場することを想定していない。